

2019年8月吉日

お客様各位

HASCO JAPAN 株式会社

インド向け貨物に於けるマニフェスト規制に関して -更新

拝啓 時下、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月18日付けにて、インド税関からの通達により、インド発着及びインド経由貨物を対象としたマニフェスト規制(Sea Cargo Manifest and Transshipment Regulations : SCMTR)が義務付けられましたことをご案内いたしましたが、一部内容に、変更がございましたので改めてご案内申し上げます (赤字参照)。

尚、情報を正しくご提供頂けない場合は、現地での通関及び貨物引き渡しに影響が出る可能性がございますので、何卒ご留意頂けますようお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始時期 : 2019年7月20日(出港日ベース)

対象貨物 : インド向け貨物

申告事項 : DR/ACLに下記をご記載ください。

- 6桁のHS CODE
- IEC Code^{※1} & GSTIN Number^{※2}
- Notify PartyのPermanent Account Number (PAN)^{※3}

INVOICE VALUE に関しましての記載も今後求められる可能性がございますが、未だ最終決定ではございません。又、これらの新ルール適用に関しまして、移行期間、試行期間が設けられていますが、11月1日着ベースで情報が不完全な場合は最大でINR 200,000のPENALTIESが発生する可能性があります。

※1 IEC Code - Importer-Exporter Code (輸出入業者コード)

※2 GSTIN Number - GST identification number (物品・サービス税=GSTの納税者識別番号)

※3 PAN - インド所得税当局が発行する10桁の納税者番号

何かご不明点がございましたら担当までお問い合わせください。

お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上